安城市監査公表第１５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１５項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和４年４月４日

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

１　令和４年安城市監査公表第５号（公表日令和４年２月２５日）関係分

２　措置の状況

（１）子育て支援課（令和４年３月１０日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
収入調定及び納入通知が、収入金額決定後３か月を経過しても作成されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。
措　　置　　状　　況
令和３年１２月２３日に、未請求分の納入通知書を作成し、対象者に送付した。納付は令和４年１月１４日に確認をした。請求漏れを防ぐため、委託料と利用者負担金を一覧表で管理するようにし、業務手順書に記載した。 今後は係内会議での指導を徹底して行うとともに、主担当と副担当による相互確認及び上席者による決裁時の確認を徹底することで、再発防止に努めていく。また、上席者同士での事務勉強会を通じて、チェック体制の強化を図っていくこととした。

（２）文化振興課（令和４年３月６日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
契約書を作成する必要がある事案において、契約書を作成していなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。
措　　置　　状　　況
１月１１日に相手方から請書及び契約書の提出を受けた。 １月５日から、支出負担行為決議書の決裁を回議する際に、購入金額に従った必要な書類（物品見積依頼書、見積書、請書、契約書）を確認した「添付書類一覧表」を添付し、請書又は契約書が必要な場合はその案を添付し、書類の不備をチェックするようにした。